

元調査官が事例から紐解く

税務調査の現場対応裏表

税理士 松嶋 洋

質問

税務調査において、「売上計上もれ」や「家事関連費の潰け込み」が発見された場合、通常、税務上の仕訳は

I. (社長への役員賞与) ××× / (売上) 又は (経費) ×××

とされ、社長に対する所得税課税も行われるのが一般的かと思いますが、税務調査官によっては、

II. (社長からの借入金) ××× / (売上) 又は (経費) ×××

とし、所得税課税までは行わない、というケースも稀にあります。

また、「税務調査ではII.を主張すれば通る」というような見解を聞いたこともあり、個人的には、どちらが正しいのか判断に迷うところです。

税法に照らして厳密に考えた場合、I.とII.はどちらが正しいのか、また、II.が正しいとした場合、これを税務調査官に主張する為には、どのように理論を構築すれば良いのでしょうか。

回答

法律論からすれば、本件は事実認定の問題であり、中小企業の実態を勘案すればI.の認定がなされる可能性が大きいと考えられます。

一方で、実務上は粘り強く交渉すれば、役員賞与とされず代表者貸付金の貸付けとされたり、II.の処理が認められたりするケースはあります。

思考過程

Thinking Process

1 法律論からの検討

法律上、売上計上もれの金額や個人的経費の潰け込み金額が、I.の認定賞与になるか、II.の代表者借入金の返済（代表者貸付金の貸付け）となるか、その取扱いを明確に定め

た規定はありません。結果として、これらのいずれに該当するかは税務調査官が如何に事実認定するか、という問題となります。

ただし、仮にI.の認定賞与となるのであれば、それは役員に対する給与所得と認定されることを意味します。給与所得は、所得税